



平成25年11月15日
内閣府（防災担当）

「平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成25年11月8日に公布・施行された、東京都大島町を対象とする台風第26号による暴風雨に係る激甚災害指定の政令について、本日（11月15日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を追加するものです。

I 適用すべき措置の追加

東京都大島町の区域に適用すべき措置として、次の措置を追加します。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法3条、4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の補助率嵩上げ平均69% → 84%）。
2. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条1項、3項、4項）
公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 今後の予定

11月20日（水） 公布・施行（予定）

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤
03-5253-2111（代表、内線 51345・51346） 03-3501-5696（直通）

平成25年10月15日及び同月16日の暴風雨による 激甚災害関係施設の災害復旧事業費の査定見込額について

公共土木施設等

※ 11月14日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激*基準額
東京都大島町	23.8億円	5.0億円(局激基準(ロ)×2)

※査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\% + \left(\begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税} \\ \text{収入} - 50 \text{億円} \end{array} \right) \times 60\%$